

令和
8年度

税制改正セミナー

令和8年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

法人税関係では、強い経済の実現に向けた対応として「特定生産性向上設備等投資促進税制」が創設されるほか、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け「賃上げ促進税制」が見直されました。また、企業が試験研究費の額を増加させるインセンティブを強化するため「研究開発税制」が見直され、特に AI・量子・バイオ等の戦略技術分野への投資を促すために「戦略技術領域型」が創設されました。

所得税関係では、物価上昇局面における対応として、「所得税の基礎控除の引き上げ」「給与所得控除の最低保障額の引き上げ」が行われるとともに、マイカー通勤による通勤手当や食事支給に係る非課税限度額が見直されました。また、次世代の資産形成を促す観点から、「こども NISA」が創設されます。

資産税関係では、「法人版事業承継税制における特殊承継計画の提出期限の延長」が行われたほか、評価の適正化及び課税の公平を図る観点から「相続等の財産評価の適正化」が講じられます。

消費税関係では、インボイス制度の定着をより確実なものとする観点から、「免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置」「インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）」が見直されました。

その他、「固定資産税の免税点の見直し」が講じられています。

本セミナーは、令和8年度税制改正の中でも、法人会会員に関係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説いたします。会員の皆様の経営や税務においてお役に立てば幸いです。

日 時

令和8年 9月3日(木)

14:00～15:30

場 所

弘前市総合学習センター 2階「視聴覚室」
(弘前市末広4-10-1 TEL 26-4800)

講 師

弘前税務署 担当官

講座内容

令和8年度税制改正の要点

定 員

30名 (申込先着順)

申 込

下記申込書にご記入のうえ、FAXにて8月21日(金)まで弘前法人会へお申し込み下さい。
※ 非会員は電話でお申し込み下さい。

受講料

無料

主 催

 公益社団法人 弘前法人会

弘前市百石町31-1 中村ビル2階 TEL 36-8274 FAX 32-9214

電子申告で
ビジネス快適! **e-Tax**
e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp> 法人会



「令和8年度 税制改正セミナー」 受講申込書

(公社)弘前法人会 行き
(FAX 32-9214)

9月3日のセミナーに下記の通り申し込み致します。

令和8年 月 日

事業所名	
所在地	〒 -
TEL・FAX	TEL - - FAX - -

参加者名	

※ ご記入いただいた個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。4名以上のお申込みは、本紙をコピーしてお使いください。